

2020 年度

公的研究費不正防止計画

2020 年 6 月 11 日

学校法人東京理科大学

1. 方針

学校法人東京理科大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)を踏まえ、公的研究費に係る不正を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、研究及び研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期する。

2. 実施内容

(1) 研究者に対しての実施

① 「確認書」の提出

公的研究費に採択された研究者には、公的資金を執行する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書」の提出を求め意識の向上を図る。

② 公的研究費の適正な執行

研究者には、委託元の事務処理要領及び本学の規程等に基づいた適正な執行に努めさせる。特に取引業者との適切な関係を維持し、物品納品時のチェックの確行及び業者に対する早期支払いを推進する。

(2) 組織(機関)として実施

① コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者は、2020年10月までに各部局内にてコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

② 関係諸規程の整備

公的研究費に関するルールと現場の実態とが乖離していないかを常時確認し、適切な運用が図られるよう関係諸規程の見直し・新規制定等の整備を行う。

③ 教職員への説明会等の実施

研究者及び事務職員に対し、説明会・研修会等を積極的に実施し、不正使用事案等の例示を通じた注意喚起を行うとともに公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。また不正使用事案等及びルールについては本学学内ポータル「CENTIS」等にて周知する。

④ 事務処理要領等の整備

公的研究費の執行に係る事務処理要領等を常時見直して整備するとともに、事務処理の簡素化及び効率化を図る。

⑤ 適正な執行管理

経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託元の事務処理要領及び本学の規程等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。

また、予算の計画的な執行の促進に努めるとともに、物品購入する際には、取引業者との適切な関係を維持するための牽制効果を図り、納品検収センターにおける第三者（検査員）による納品確認を厳正に実施する。

⑥ 外部講習会等への参加

担当事務職員は、執行に係る相談窓口として、研究者に適切な対応ができるよう積極的に外部の講習会等に参加し、最新情報を得るとともに事務処理能力の向上を図る。

⑦ 内外への情報公表

公的研究費の不正使用防止の取組みに関する方針等を、ホームページにより内外に公表し周知を図る。

⑧ 内部監査の強化

監査室は、法人全体の視点から、書面による定期的な監査を行うとともに適宜各研究室に赴き実地監査を行い、不備の検証を行う。

⑨ 取引業者に対する契約取引に関する誓約書の提出要請

本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正、不適切な契約も行わないこと、および監査、調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

3. 不正防止計画の点検・評価

公的研究費管理規程に定める統括管理責任者は、公的研究費に係る不正を発生させる要因について、常に把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行いその見直しを図る。

4. 2020年度不正防止実施計画（別紙）

2020年度 公的研究費不正防止計画

No	実施項目	担当部署 (協力部署)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 研究者に対しての実施														
①	「確認書」の提出	研究者	→											
			内示・契約締結の都度											
②	公的研究費の適正な執行													
	[1] 適切な発注・検収等の実施	研究者	→											
			契約(発注・検収)の都度											
	[2] 正確な支払書類の作成・提出	研究者(研究推進部等)	→											
			支払いの都度											
(2) 組織(機関)として実施														
①	コンプライアンス教育の実施	コンプライアンス推進責任者(研究推進部・各学部等)	→											
			～10											
②	関係諸規程の整備	研究推進部等	→											
			必要の都度											
③	教職員への説明会等の実施													
	[1] 全体説明会の実施(執行説明会)	研究推進部等	→											
			計6回											
	[2] 個別説明の実施	研究推進部等	→											
			必要の都度(経費執行開始時・年度末等)											
④	事務処理要領等の整備	研究推進部等	→											
			必要の都度											
⑤	適正な執行管理													
	[1] 経費執行状況の把握	研究推進部等	→											
	[2] 適切な発注(1件20万円以上)・検収(1件5万円以上)等の実施	研究推進部等(納品検収センター等)	→											
			必要の都度											
	[3] 正確な支払書類の作成・点検	研究推進部等	→											
			契約(発注・検収)の都度											
			支払いの都度											
⑥	外部講習会等への参加	研究推進部等	→											
			開催の都度											
⑦	内外への情報公表	研究推進部等	→											
			必要の都度											
⑧	内部監査の強化	監査室	→											
			監査室の計画による											
⑨	取引業者に対する契約取引に関する誓約書の提出要請	研究推進部等	→											
			必要の都度											
公的研究費不正使用調査委員会による調査		委員会	→											
			案件が生じた場合その都度											
不正防止計画の点検・評価		統括管理責任者	→											